

令和5年度山形地方最低賃金審議会第1回山形県最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和5年7月25日（火）午後1時30分～午後1時57分

2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）

3 出席者 委員9名

公益 コーエンズ委員、本間委員、村山委員

労働者側 石川委員、柿崎委員、西部委員

使用者側 岩田委員、大沼委員、丹委員

（事務局） 富田労働基準部長、高橋賃金室長、那須地方賃金指導官、丹野事務官

4 議 題

- （1）部会長、部会長代理の選出について
- （2）山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程について
- （3）審議日程について
- （4）山形県最低賃金の改正決定について
- （5）その他

5 議事経過

○事務局：高橋

ただ今から、第1回山形県最低賃金専門部会を開催いたします。本日はお忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の会議は公開での開催でございます。傍聴の方が入っております。

本日の会議は、専門部会設置後、初めての会議でありまして、部会長の選出前でありますので、慣例にしたがいまして、山形労働局長が招集いたしました。部会長を選出するまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様は、本日付けで山形県最低賃金専門部会委員として任命されております。辞令書をお手元にお配りしております。任期は当専門部会の廃止までとなります。どうぞよろしくお願いいたします。資料の1ページに委員の皆様の名簿を載せております。全員が本審議会の委員でございますので、この場で改めてのご紹介は割愛させていただきます。

当専門部会の会議開催に必要な定足数は、最低賃金審議会令第5条第2項により委員の3分の2以上又は公労使委員の各3分の1以上の出席が必要と定められております。本日は、委員全員のご出席をいただいておりますので、当専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、初めに労働基準部長の富田よりご挨拶を申し上げます。

○富田労働基準部長

本日は、大変お忙しいところ、第1回山形県最低賃金専門部会にご出席いただきまして感謝を申し上げます。ただ今ご案内いたしましたとおり、皆様には本日付けをもって専門部会委員として任命させていただいたところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。本年度も、中央最低賃金審議会の目安額が示される前に第1回の専門部会を開催させていた

だいているところでございます。本日から8月17日までの計6回設定させていただいてございます。目安額や山形県内の経済動向などを踏まえまして十分にご審議を頂きますようお願い申し上げます。

中央最低賃金審議会の動きでございます。早ければ7月28日に開催予定の目安小委員会において目安額が取りまとめられ、その日のうちに中央最低賃金審議会で目安額の答申が行われるものと聞いております。想定どおりに進んだ場合は8月2日に開催予定の第2回専門部会において目安額を伝達させていただくことになろうかと思っております。

委員の皆様におかれましては、ご多用の中、また、このような暑い時期にご審議頂くことになり、大変ご苦勞をお掛けいたしておりますけれども、全会一致での結審に向けご尽力賜りますよう、どうぞよろしくようお願い申し上げます。簡単ではございますが開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。

○事務局：高橋

それでは、議事の（1）部会長及び部会長代理の選出を行いたいと思います。部会長及び部会長代理については、最低賃金法第25条第4項により準用する第24条第2項及び第4項の規定によりまして、公益を代表する委員のうちから選出することとされております。それでは、事務局からご提案申し上げます。部会長の候補としてコーエンズ委員をご提案申し上げます。また、部会長代理の候補として本間委員をご提案申し上げます。委員の皆様いかがでしょうか。（「異議なし」の声。）ありがとうございます。ご賛同をいただきましたので、部会長はコーエンズ委員をお願いいたします。部会長代理は本間委員をお願いいたします。それでは、これ以降の進行についてはコーエンズ部会長をお願いいたします。

○コーエンズ部会長

ただ今、部会長を拝命しましたコーエンズです。どうぞよろしくをお願いいたします。例年にも増して注目を集めているところでございますが、いつもどおり制度の趣旨を踏まえまして労働者側の皆さん、使用者側の皆さんのご意見をしっかりと伺いつつ、事務局の方々のサポートをいただきながら丁寧に議論を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは議事に入ります。

まず、議事の（2）山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程について確認しますので、事務局から説明してください。

○事務局：高橋

それでは、資料の2ページ、3ページをご覧くださいと思います。山形地方最低賃金審議会専門部会の運営規程でございます。最低賃金法、最低賃金審議会令及び山形地方最低賃金審議会運営規程に定められていない詳細事項についてはこの運営規程に則って専門部会を運営することになります。主な条文についてご説明いたします。第2条は、専門部会の招集について定めております。第3条は、テレビ会議システムを利用した出席について、会議欠席等の場合の通知について、定めております。第4条は、部会長は、会議の議長となり、議事を整理する、と定めております。第5条は、会議の公開・非公開の関係でございます。会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる、と定めております。第6条は、議事録・会議資料の公開・非公開についてであります。第5条と同様に、公開することにより、個人情報

の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を公開する、と定めております。第7条は、部会長は、専門部会が議決を行ったときは、審議会会長に報告する、と定めております。

こういったところが主な内容でございます。今年度、特段変更を要する点はないと考えております。

○コーエンズ部会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。それでは、現行の専門部会運営規程に則って運営していくことを確認いたします。

次に、議事の（3）審議日程について事務局から説明してください。

○事務局：高橋

資料の4ページをご覧くださいと思います。専門部会の開催日程の案でございます。第2回を8月2日午前10時から、第3回を8月3日午前10時から、第4回を8月8日午後3時から、第5回を8月10日午前10時から、第6回を8月17日午後3時から、6回で結審をめざします。そして、翌18日午前10時から開催予定の第3回本審議会において、部会長から会長へ報告をしていただきまして、そして会長から労働局長へ答申するという日程でご提案申し上げます。

○コーエンズ部会長

ありがとうございます。ただ今の事務局案について、ご意見等はございますでしょうか。ご意見がなければ事務局案のと通りの日程で開催していくこととします。

次に、議事の（4）山形県最低賃金の改正決定についてに進みます。まず、中央最低賃金審議会の審議状況についての情報があれば、事務局から報告してください。

○事務局：高橋

それでは、今年度の中央最低賃金審議会の動きについて、わかる範囲でご報告いたします。まず、6月30日に厚生労働大臣から諮問を受けまして、同日第1回の目安小委員会が開催されております。7月12日に第2回、7月20日に第3回が開催されておまして、明日26日に第4回が行われる予定と聞いております。具体的な金額についての情報は持ち合わせておりませんが、まだ労使の主張に隔たりがあって審議を継続中という状況のようであります。一昨年、採決にもつれ込んだということがございまして、昨年はその反省から、3要素のデータに基づいた納得性の高い目安答申を示したという経過がございますので、今年も、やはり納得性という点について強く意識した審議になっているようであります。それから、ランクの数を減らしてから初めての目安審議となりますので、地域間格差を是正するという観点でも議論を深めているようであります。それと、特に物価上昇分をカバーできる金額にということで、消費者物価指数に着目しているようでございます。

○コーエンズ部会長

ありがとうございます。ただ今の説明について、ご質問等はございますでしょうか。特になければ、審議に入りたいと思います。審議を始めるに当たり、各側からご意見がありましたら伺いしたいと思います。初めに労働者側からご意見ございますでしょうか。

○労働者側：石川委員

連合山形の石川でございます。中央でまだ目安が出されていない段階で労働者側として具体的な金額提示は難しいということをごまず申し上げておきます。

昨今、世界情勢を起因とした原材料やエネルギー価格の高騰によって勤労者・労働者、また企業が非常にご苦勞されておると、その辺を鑑みながら真摯に議論していきたいと考えております。今春闘においては、近年まれにみる高水準での妥結状況となっておりますけれども、物価高騰、物価高に飲み込まれて、実質賃金は減少を続けております。また、県内においては、女性一人子育て世帯の貧困化だったり、少子高齢化、若年層を中心とした中央や隣県への労働力流出等々、課題が山積している状況です。その辺をとらまえながら慎重に真摯な態度で議論を深めてまいりたいと思います。

○コーエンズ部会長

ありがとうございました。では、使用者側からご意見ございますでしょうか。

○使用者側：丹委員

我々も労働者側と同様にまだ目安が出ておりませんので、今の段階で金額審議は早いかなと考えております。

私個人の考えも含めて使用者側の見解を述べたいと思います。まず、最低賃金というのは罰則付きの強行法だということで、その影響を最も受けやすいのが中小企業です。こうした環境に置かれている中小企業の経営状況を十分に踏まえた論議をしていきたいと考えております。もとより、賃金決定の3要素を総合的に表している、賃金改定状況調査の結果を最も重視すべきだという基本方針はこれまでと変わりございません。その上で、エネルギー・原材料費等々の高騰といった企業物価の動向など、地方の中小零細企業の置かれている厳しい状況を踏まえながら、事業の継続と雇用維持の観点から議論を深めたいと思います。

現在、中央最低賃金審議会で審議されている目安について、16年度以降は、コロナ禍で0.1パーセントの引上げに留まった20年度を除いて、約3パーセントの引上げが続いております。昨年度は全国平均で31円、本県は32円という過去最大の引上げ幅となりました。政府は全国平均1,000円と言っておりますが、これを達成するためには昨年度を更に上回る39円以上の引上げが必要となります。第1回の審議会の場合でも確認したとおり、目安というのは政府方針に過度に縛られることなく決定されるものであって、決まったとしても目安はあくまでも参考にするものであって地方審議会の審議を拘束するものではないとの原則を再確認したいと思います。昨日の意見聴取でも示されたとおり、業績の改善が伴わないまま人手確保のために賃上げをしている企業もあります。中小企業の立場から納得感のある目安が示されることが重要と考えております。地方の中小零細企業の負担感は益々高まっております。大都市圏と地方では景況感も異なっております。大幅な最低賃金の引上げは、地方の企業の存続をも左右しかねないと考えております。とはあれ、消費者物価の上昇や実質賃金が目減りしているというような現状も踏まえ、最低賃金の引上げそのものの必要性は認識しているところでございます。問題は引上げ幅ですけれども、これまで述べたように大幅な引上げには慎重にならざるを得ません。更に、最低賃金を引上げる前提条件として、何とでも環境整備をしなければならないと考えております。今年3月に県内の経済団体と県、国の関係機関、連合山形さんと共に価格転嫁の推進に関する共同宣言を東北に先駆けて行いました。高騰する原材料、エネルギーコスト等を適正に取引価格に転嫁できなければ賃金の引上げはできないという決意を示したものです。賃金が引き上げれば当然地域経済の活性化あるいは働

く方々の待遇改善につながるわけです。それと同時に生産性の向上にもつながっていくと考えて、共同宣言を行った次第でございます。こうした環境整備に加えて、国、地方公共団体による中小企業に対する持続的な支援を含め、労使の立場を乗り越えて賃金引上げの環境改善に努力していくとの共通認識を持ちたいと考えております。

○コーエンズ部会長

ありがとうございました。それでは、ほかの委員の方でご意見ございましたらお願いします。はい、大沼委員どうぞ。

○使用者側：大沼委員

ハッピージャパンの大沼と申します。先ほど、価格転嫁できる態勢の件についてお話がありましたけれども、実情をお話しさせていただきたいと思えます。やはり、材料の高騰とか、納期を守るために、普通は船便で済むところをあえて航空機を使って納期を守ったり、電気代もかなり負担してやっているというのは実態として変わりありません。この高騰している分を納品先のお客さんのほうに求めるわけですが、お客さんのほうとしては頭からできないとは言わずに、上がっている分の根拠の数字を全部並べるようにという話が必ず来ます。そうすると過去3年分位の電気代の推移とか、材料単価の推移とか、そういうのはまだ一般的な指標があつていいのですけども、機械加工については、使っている機械をどれ位の時間で加工時間を使っているとか、人に関してはどれ位の作業時間で、組立て時間とか加工時間を使っているとか、そういった企業努力のノウハウに関わるところまで全てを出さないとあえて認めてもらえないところがまだかなりたくさんあります。なおかつ、それを出している間に、3か月位はかかってしまうのですけど、当然物価の上昇というのはそれを追い越していくものですから、相手から認められて反映するまでに最短でも半年位、そこでやっと価格の上昇分を認めてもらったとしても、その時点では、更に、認めてもらった金額よりも、実際の仕入れ高のほうがかかなり越していることがあつて、追い付いていない状況と、なおかつ、二度三度の引上げというのは中々認めてもらえないというのが今の実態です。ですから、原価の上昇分を認めてもらえばいいじゃないかというのは当然の話かもしれませんが、そこに至るまでにはかなりのタイムラグとかですね、出したくない情報とかまで全て赤裸々に出さないと認めてもらえないということの実態をご理解いただきたいと思えます。

企業としましては、当然、収益を従業員の方々に還元したいという気持ちはあるのですが、やはり、いろんな改善とか、成果を出した社員の評価を良くして層を厚く分配したいというのは組合員含めて正しい平等な分配だという考えがありますので、押しなべて広く浅く全体の底上げをするということが、今の日本の実情では中々、雇用を維持したり、あと簡単に降給、降格とかできない状態を含めると、一回上げてしまうと中々それを下げることもできないのでボディーブローのように効いてくる零細企業とかかなりありますから、これを無理して金額ありきでやっていると、雇用している零細企業、家庭企業なんかは廃業を決めていて、うちの下請けなんかをまた探し続けているところがありますので、現実的に雇用の場を失ってしまうようなことがありますから、そこは是非、丁寧に審議を重ねていただいて金額の検討をしていただきたいと思えます。

○コーエンズ部会長

大沼委員、ありがとうございました。はい、柿崎委員どうぞ。

○労働者側：柿崎委員

連合山形で副会長を仰せつかっております、電機連合山形航空電子労働組合の柿崎と申します。今年の春闘の情勢をお話しさせていただくと、概ね5,000円から7,000円の要求に対しての満額回答だとか、大手のヨークベニマルさんとかは時給70円アップだとか、スーパーなどでも非常に多くの賃上げが実現したにも関わらず実質賃金が低下傾向にあるということになります。やはり、物価上昇に対する賃金の引上げが未だ追い付いていない状況。企業側も大変苦しいこともわかります。私自身の会社でも燃料費高騰、電気代、運送費も高騰しています。先ほど大沼委員からもお話しがあったように、納期遅れからくる航空便だとか、緊急輸送を伴う赤帽など運送費とか、そういったところの経費も発生していると思います。こういったことを踏まえれば、大変厳しいという状況は理解できますが、そこで働く人たちが、まずは昨年と同等の暮らしをしてほしいということを考えると、物価上昇に追い付くような引上げ額、または地域においては、人口流出、労働力の不足によっても有効求人倍率が高止まりしている状況、仕事がありながらも納期を守れない。こういった状況を改善するためにもまずは昨年と同じ暮らしをさせる、それから、格差をなくし、労働力を維持させるというところが重要なのではないかと思います。こういったところも是非ご理解いただければと思います。

○コーエンズ部会長

柿崎委員、ありがとうございました。そのほか、ご意見等ございますでしょうか。はい、岩田委員どうぞ。

○使用者側：岩田委員

先ほど丹委員のほうからもありましたけれども、3要素のうちでもやはり支払能力のところが一番不安なところであります。最低賃金はセーフティーネットでありナショナルミニマムであるという認識なのですが、ややもすると政府のほうが言っているような目標額を設定されて政策の道具として使われるのは非常に本意ではないところがあります。そうしたことから、この地方審議会におきましては、データに基づく納得感のある議論に臨めればと思っております。

○コーエンズ部会長

岩田委員、ありがとうございました。ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

本来ですと、金額のご提示などをここで伺うのですが、既に今までお話しいただいたところですと、ご準備がないというふうに認識しているのですが、そういったことでよろしいですか。はい、ありがとうございます。本日は、労使双方とも金額提示はないということですので、今日はこの先、協議はできないかと考えております。これからの進め方ですが、労使双方とも次回までに金額提示の準備をお願いして、本日はこれにて散会ということですのでよろしいでしょうか。（「異議なし」の声。）ありがとうございます。それでは、事務局から次回の専門部会について連絡してください。

○事務局：高橋

次回、第2回専門部会については、8月2日水曜日午前10時からこの会場で開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○コーエンズ部会長

ありがとうございます。それでは、次回、第2回以降の専門部会については個別協議で金額審議を行うことになるかと思いますので非公開としたいと考えますが委員の皆様いかがでしょうか。（「異議なし」の声。）ありがとうございます。それでは、第2回以降の専門部会は非公開といたします。本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。